

報酬費用助成の申請の流れ

申請者

- ① 家庭裁判所に、報酬付与の審判請求の申立てを行う。
 - * 報酬付与審判があった日から起算して1年以内のものが申請の対象になります。
 - * 申請は当該年度において1回に限ります。

申請者

- ② 報酬付与の審判があった後、「成年後見人等報酬費用助成金申請書」(ホームページ内添付ファイル参照)に必要書類^(※1)を添付し、申請してください。
 - * 1回の申請につき、最大12か月分までの報酬に限ります。申請の際には御留意ください。

《申請書提出先(郵送可)》

福生市役所 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係 (成年後見制度担当)

市

- ・申請書等の審査を行い、「成年後見人等報酬費用助成金決定通知書」にて、結果を通知いたします。
- ・助成決定者につきましては、決定通知書とともに「成年後見人等報酬費用助成金請求書」を送付いたします。

申請者

- ③ 「成年後見人等報酬費用助成金請求書」に必要事項を記入のうえ、返送してください。
 - * 助成金の振込先口座は、成年被後見人等の口座又は、成年後見人等の口座を指定してください。

市

- ・請求書を確認後、指定された口座に、市から助成金を振り込みます。

※ 次年度以降も助成の継続を希望される場合には、新規申請時と同様に必要書類の提出により、申請をお願いします。

(※1)

【申請時に添付していただく書類】

- ① 登記事項証明書謄本(6か月以内に取得したものを御提出ください。)
- ② 報酬付与の審判書の写し
- ③ 生活保護受給証明書(該当の方)
- ④ 中国残留邦人等に関する支援給付受給証明書(該当の方)
- ⑤ 家庭裁判所に提出した収支状況報告書及び財産目録又は財産目録が分かる書類の写し(1助成対象(3)[ウ]の方)
- ⑥ 市長が必要と認める書類(その他必要な書類がある場合は、別途提出をお願いする場合があります。予め御了承ください。)

お問合せ先/送付先

福生市役所 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係 (成年後見制度担当)

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL: 042-551-1522 FAX: 042-552-5150

受付時間: 月曜日から金曜日

午前9時~午後5時まで(年末年始、祝日除く)